

# 特定非営利活動法人の条例指定の基準

○県指定NPO法人になるためには、以下1～11の基準を、全て満たしていることが必要です。

要綱：「特定非営利活動法人の条例指定要綱」をいいます。

## 1 申出法人が、県内に主たる事務所を有し、かつ長野県内の地域を活動範囲とする法人であること。

### 【考え方】

県民生活の向上に資する活動を行うNPO法人を支えるという観点から、長野県内で活動することを要件とするものです。なお、長野県内及び県外の両方を活動範囲とする場合も含まれます。

## 2 県民等からの支持が得られていること。

### 【考え方】

NPO法人の活動の公益性を判定するに当たり、県民等から支持されながら活動していることを要件とするものです。

### 【次のア又はイのいずれかに該当すること。】

#### ア 実績判定期間における経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が10%以上であること。

### 【説明】

他に要件が設定されていることを考慮して、NPO法に基づくNPO法人の認定基準（\*1）を緩和した基準とします。

\*1：収入金額に占める寄附金の割合が20%以上であること。

#### イ 実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が1,000円以上である寄附者数の合計が年平均50人以上であり、かつ、当該NPO法人に対する寄附金の総額が年平均15万円以上であること。

### 【説明】

他に要件が設定されていることを考慮して、NPO法に基づくNPO法人の認定基準（\*2）を緩和した基準とします。

\*2：年3,000円以上の寄附者の数が年平均100人以上であること。

### 3 県民から認知されるための取組を行っていること。

#### 【考え方】

NPO法人の活動の公益性を高める観点から、県民に認知されるための取組の状況を測るものです。

NPO法人が県民から支持を得るためには、その活動を認知してもらう必要があります。また、広く県民から認知されることは、NPO活動の活発化を図り、多様な協働を進めるためにも重要です。そのため、地域から認知されるための取組みを積極的に行っているかどうかを、情報発信の観点から確認します。

#### 【次のア～ウの中で、2つ以上に該当していること。】

**ア その事業活動を掲載した会報紙等を県内の公共施設等に申出の日において5か所以上設置していること。**

#### 【説明】

設置場所は、市民活動支援センターや県内地方事務所、市町村窓口、公民館、その他不特定の者が出入りできる公的な場所とします。

**イ その事業活動に関する県民を対象とした催物を実績判定期間の各事業年度において4回以上開催していること。**

#### 【説明】

一般向けの周知文書等と開催時の写真等で、開催日時や内容が確認できるものを対象とします。

**ウ 実績判定期間において、法人の活動状況を、会報紙、インターネット（ホームページ等）などで積極的に公開していること（発行・更新頻度：年2回以上）**

#### 【説明】

会報紙の発行状況やホームページ等の更新状況の分かる資料の提示を求めて確認します。

#### 4 他主体との協働実績等があること。

##### 【考え方】

県との協働事業、広域的な協働事業等を行える力量のあるNPO法人であるか確認する観点から設ける要件です。

#### 次のア～ウのいずれかを満たしていること。

##### 【説明】

事業の期間（実績判定期間及び申出の日を含む事業年度開始の日から申出の日までの間）に1回以上の実績があることを確認します。

#### ア 県との協働事業を行っていること。

##### 【説明】

事業の内容を担当する課が認めるものを対象とします。

#### イ 市町村の範囲を越えて、他団体（市町村、自治会、企業・団体等）と協働した広域的な活動を行っていること。

##### 【説明】

契約書、協定書や補助金交付決定通知等により内容が確認できる委託事業・補助事業や共同研究等協働の取組があることを確認します。

#### ウ 県の施策及び事業の推進に資する活動の実績があり、その活動に当たって地域住民等からの支持を受けていること。

##### 【説明】

「県の施策及び事業」は、県の総合5か年計画及び各施策分野の計画並びに各年度の県事業のいずれかに沿った事業活動を行った実績で確認します。

地域住民等からの支持を証するものとして、次のいずれかの提出を求めて確認します。

- ①法人の活動地域の住民等150人以上の署名
- ②物品等の寄附、場所の提供等を証明する書類

**【考え方】**

以下5～11の要件は、NPO法に基づくNPO法人の認定基準に準じています。以下の全てに適合することが必要です。

**5 共益的な活動でないこと。**

**【説明】**

実績判定期間中における事業活動のうち、次に掲げる活動の占める割合が50%未満であることとします。

- ① 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動
- ② 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動
- ③ 特定の著作物又は特定の者に関する活動
- ④ 特定の者の意に反した活動

**6 運営組織及び経理が適切であること。**

**【説明】**

次の全てを満たしていることとします。

- ① 次のいずれにも該当すること。
  - (ア) 役員のうち親族関係を有する者等で構成する最も大きなグループの  
人数÷役員総数 $\leq 1/3$
  - (イ) 役員のうち特定の法人の役員又は使用人数等で構成する最も大きな  
グループの人数÷役員総数 $\leq 1/3$
- ② 各社員の表決権が平等であること。
- ③ 会計について公認会計士等の監査若しくは青色申告法人と同等の取引記録、帳簿の保存を行っていること。
- ④ 不適正な経理を行っていないこと。

## 7 事業活動の内容が適切であること。

### 【説明】

次の全てを満たしていることとします。

- ①次に掲げる活動を行っていないこと。
  - (ア) 宗教活動
  - (イ) 政治活動
  - (ウ) 特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動
- ②役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えていないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと。
- ③実績判定期間における特定非営利活動に係る事業費÷総事業費 $\geq 80\%$
- ④実績判定期間における受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額÷受入寄附金総額 $\geq 70\%$

## 8 情報公開されていること。

### 【説明】

次に掲げる書類をその事務所において閲覧させることとします。

- ①事業報告書等、役員名簿及び定款等
- ②以下の該当する書類
  - (ア) 指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
  - (イ) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
  - (ウ) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程、前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項、取引に関する事項及び給与に関する事項を記載した書類
  - (エ) 要綱第4第1項第6号（イを除く。）、第7号ア及びイ、第8号並びに第10号に掲げる基準に適合している旨並びに第5の欠格事由のいずれにも該当していない旨を説明する書類
  - (オ) 助成の実績を記載した書類

## 9 事業報告書等が提出していること。

### 【説明】

各事業年度において、事業報告書等を毎事業年度初めの3か月以内に県へ提出していることとします。

## 10 不正行為等がないこと。

### 【説明】

法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこととします。

## 11 設立の日から1年を経過していること。

### 【説明】

指定申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していることとします。